

埼玉県報



埼玉県発行

目次

告示

- 一 〇特定非営利活動法人の設立に係る公告 (北部創造本庄支所)
- 一 〇ホンダ寄居新工場建設事業に係る環境影響評価公聴会の開催の中止 (温暖化対策課)
- 二 〇大規模小売店舗(既存店)の変更に關する公示(商業支援課)
- 二 〇大規模小売店舗の新設に關する公示 (" ")
- 三 〇大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示 (" ")
- 三 〇保安林の指定の解除予定 (森づくり課)
- 四 〇建設業法第二十九条第一項に基づく許可取消し処分 (建設業課)
- 四 〇上尾市大谷北部第四土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出 (市街地整備課)
- 四 〇事務所の所在地またはその業者の所在が確知できない宅地建物取引業者の公告(開発指導課)

- 五 〇開発行為に關する工事の完了公告 (建築指導課)
- 五 〇県営住宅等の家賃等の収納事務委託及び行政財産使用料徴収事務委託に關する告示 (住宅課)
- 五 〇開発行為に關する工事の完了公告 (飯能県土)
- 六 〇 " " (東松山県土)
- 六 〇 " " (" ")
- 六 〇建築協定 (" ")
- 六 〇県道藤岡本庄線の区域の変更 (本庄県土)
- 七 〇開発行為に關する工事の完了公告 (杉戸県土)
- 七 〇埼玉県人事委員会規則一―五二中訂正 (総務給与課)

埼玉県告示第九百九十五号
 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、総務部NPO活動推進課及び埼玉県北部地域創造センター本庄支所において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(http://www.saitamaken-ngo.net/))により縦覧に供する。

平成十九年六月十九日
 埼玉県知事 上田清司

一 申請のあった年月日
 平成十九年六月五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
 特定非営利活動法人ケアサポートミント

三 代表者の氏名
 坂本 明義

四 主たる事務所の所在地
 埼玉県本庄市見福二丁目十九番二十

告示

二 号
 五 定款に記載された目的
 この法人は、家庭で生活している高齢者、障害者やその家族の生活を支援するために、生活状況に応じた多様なサービスを行い、すべての人々が健やかに生活でき、平和で明るい社会づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第九百九十六号
 埼玉県環境影響評価条例施行規則(平成七年埼玉県規則第九十八号)第十六条第一項の規定により、平成十九年埼玉県告示第八百九十五号(ホンダ寄居新工場建設事業に係る環境影響評価公聴会の開催について)により公告した次の公聴会の開催を中止する。

平成十九年六月十九日
 埼玉県知事 上田清司

一 件名
 ホンダ寄居新工場建設事業に係る環境影響評価公聴会

二 日時及び場所
 平成十九年七月一日(日)午前十時から正午まで 東秩父村コミュニティセンター二階集会室

三 事業者及び都市計画決定権者の名称、
代表者の氏名及び主たる事務所の所在
地

本田技研工業株式会社 取締役社長

福井威夫
東京都港区南青山二丁目一番一号
四 中止の理由
公述の申出がなかったため

埼玉県告示第九百九十七号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)附則第五条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定による届出の概要等について、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成十九年六月十九日

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドン・キホーテ北本店

北本市本宿五丁目百七十二番地一

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 午前九時から午後八時

(変更後) 二十四時間営業

来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前八時三十分から午後八時三十分

(変更後) 二十四時間

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前)

第一駐車場 位置 図面省略 出入口の数 二箇所

第二駐車場 位置 図面省略 出入口の数 一箇所

合計 三箇所

(変更後)

第一駐車場 位置 図面省略 出入口の数 二箇所

第二駐車場 位置 図面省略 出入口の数 一箇所

ハ 変更年月日

平成十九年六月二十八日

ニ 届出年月日

平成十九年六月八日

二 縦覧期間

平成十九年六月十九日から平成十九年十月十九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県中央産業労働センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成十九年六月十九日から平成十九年十月十九日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第九百九十八号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成十九年六月十九日

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称)ベルクス草加青柳店

草加市青柳五丁目二百七十四の一外

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

合計 三箇所

埼玉県知事 上田清司

株式会社サンベルクス 代表取締役 鈴木秀夫
東京都足立区花畑四丁目十一番十四号

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十年二月二日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

四千三百四十六平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

平面駐車場 位置 図面省略 収容台数 一一四台

二階駐車場 位置 図面省略 収容台数 八六台

合計 二〇〇台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 二二〇台(外自動二輪 二五台)

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 五〇平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 二三八立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前九時から翌午前〇時(年間二十四日は午前八時から)

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から翌午前〇時三十分(年間二十四日は午前七時三十分か

ら)

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

位置 図面省略 二箇所

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後八時

ト 届出年月日

平成十九年六月一日

二 縦覧期間

平成十九年六月十九日から平成十九年十月十九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県東部産業労働センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成十九年六月十九日から平成十九年十月十九日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第九百九十九号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成十九年六月十九日

埼玉県知事 上田清司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称)鴻巣駅東口A地区第一種市街地再開発A一街区ビル

鴻巣市本町一丁目地内外

ロ 同法第八条第一項の規定によるその他の意見の概要

交通対策への配慮

鴻巣市自転車駐車場の整備及び自転車等の放置の防止に関する条例第十条から第十四条及び同条例施行規則第三条から第四条に規定する自転車駐車場の設置及び届出をしてください。

自転車駐車場の放置自転車をなくすため、駐輪ラック(施設利用者)の設置等防止対策をお願いします。

場内への放置自転車をなくすため、警備員の見回り等の対策をお願いします。

周辺道路の混雑が予想される場合には、自動車誘導経路の来場者への事前

周知や交通誘導員の増員、臨時駐車場の用意等により、右折道路や交差点を混雑させないよう工夫してください。

鴻巣東小学校、鴻巣北小学校、鴻巣中学校、鴻巣北中学校等の児童生徒の通学路について、より安全な通学路の検討が必要となり、登下校時の児童生徒の安全確保のため、交通誘導員を配置することをお願いします。

防災・防犯対策への協力
 駐車場が二十四時間利用可能ということで、駐車場が児童生徒のたまり場や非行の場にならないよう警備員を巡回させる等して、非行・犯罪防止の対応をお願いします。

騒音対策への配慮、廃棄物保管・処理への配慮

騒音、振動、臭い等生活環境への苦情については、敏速に対応をお願いします。

二 縦覧期間

平成十九年六月十九日から平成十九年七月十九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県中央産業労働センター

埼玉県告示第千号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十九年六月十九日

埼玉県知事 上田清司

一 解除に係る保安林の所在場所

秩父市大滝字栃本岩タケ岩五六九四の七

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

規定により、許可を取り消したので、次のとおり公告する。
 平成十九年六月十九日

埼玉県知事 上田清司

一 処分をした年月日
 平成十九年五月二十九日

二 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名並びに許可番号

イ 商号

有限会社丸光建材

ロ 主たる営業所の所在地

埼玉県さいたま市桜区栄和三丁目八番八号

ハ 代表者の氏名

丸山 秀夫

ニ 許可番号

埼玉県知事許可（般一四）第五三〇六〇号

三 処分の内容

法第二十九条第一項の規定に基づく許可の取消し

四 処分の原因となった事実

有限会社丸光建材の代表取締役は、逮捕監禁致傷の罪により平成十六年八月三十日、さいたま地方裁判所から懲役二年（執行猶予五年）の判決を受け、同年九月十四日、その刑が確定している。
 このことは、法第二十九条第一項第二号に該当する。

埼玉県告示第千二号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二十九条第一項の規定により上尾市大谷北部第四土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の届出があったので、次のとおり公告する。

平成十九年六月十九日

埼玉県知事 上田清司

就任した理事の氏名及び住所

會 田 貞 雄 上尾市大字向山五二九番地

埼玉県告示第千一号

建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第二十九条第一項の

- 粕谷 丈之 上尾市大字壺丁目四〇八番地
- 金子 一夫 上尾市大字小敷谷七一三番地二一
- 齋藤 隆義 上尾市大字壺丁目三三四番地二一
- 鈴木 春雄 上尾市大字壺丁目三二四番地三
- 関口 守治 上尾市大字壺丁目一四八番地
- 高橋 正保 上尾市大字向山五四一番地
- 橋本 功 上尾市大字壺丁目一五九番地
- 橋本 庄夫 上尾市大字壺丁目三〇番地二
- 藤倉 重雄 上尾市大字壺丁目二九九番地
- 藤倉 壽平 上尾市大字壺丁目二四二番地
- 藤倉 良夫 上尾市大字壺丁目一六八番地
- 藤倉 芳武 上尾市大字壺丁目一七八番地
- 堀江 利幸 上尾市大字壺丁目二八七番地
- 堀江 久代 上尾市大字壺丁目四二五番地
- 松澤 重夫 上尾市大字壺丁目二九九番地
- 松澤 茂治 上尾市大字壺丁目二〇番地
- 水村 治 上尾市大字壺丁目一八八番地二
- 水村 正夫 上尾市大字壺丁目九一番地
- 山岸 節子 上尾市大字小敷谷一五番地八

埼玉県告示第千三三三号

次に掲げる宅地建物取引業者の事務所の所在地又はその業者の所在が確知できないので、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十七条の規定に基づき公告する。

平成十九年六月十九日

埼玉県知事 上田清司

商号又は名称 栗原不動産 有限会社	氏名 (法人にあつては代表者の氏名) 栗原 裕夫	主たる事務所の所在地 熊谷市中西二丁目九番一号
-------------------------	--------------------------------	----------------------------

埼玉県告示第千四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年六月十九日

埼玉県知事 上田清司

一 許可番号

平成十九年一月十九日

指令杉整第一八〇一八四〇号

二 検査済証番号

平成十九年六月十二日第二十号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡鷺宮町八甫一丁目四〇

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北葛飾郡鷺宮町大字西大輪一五九八

一 有限会社 美登ハウジング

代表取締役 山中 美登留

埼玉県告示第千五号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる事務を、同表の中欄に掲げる者に、同表の下欄に掲げる期間委託した。

平成十九年六月十九日

埼玉県知事 上田清司

委託事務	受託者の住所、名称及び代表者氏名	委託期間
県営住宅及び特別県営住宅並びにこれらに併設されている店舗並びに埼玉県特定公共賃貸住宅の家賃等の収納事務	さいたま市浦和区仲町三丁目十二番十号 埼玉県住宅供給公社 理事長 野口 高一	平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日まで

県営住宅、特別
県営住宅及び埼
玉県特定公共貸
賃住宅の行政財
産使用料の徴収
事務

さいたま市浦和区仲町三丁目十二番十号
埼玉県住宅供給公社
理事長 野口 高一

平成十九年四
月一日から平
成二十年三月
三十一日まで

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第三十
六号

都市計画法(昭和四十二年法律第百
号)第三十六条第三項の規定により、次
の開発行為に関する工事が完了したので、
公告する。

平成十九年六月十九日

埼玉県飯能県土整備事務所長

根岸 功

一 許可番号

平成十九年三月二十日

指令飯整第一八〇〇五八〇号

二 検査済証番号

平成十九年六月十三日

飯整第一九〇〇一二号

三 開発区域に含まれる地域の名称

入間郡越生町大字如意字大川除四六

○番四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第八号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)
区域を次のように変更する。

入間郡越生町越生東四丁目三番一九
号

差生 敏邦

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第三十
七号

都市計画法(昭和四十二年法律第百
号)第三十六条第三項の規定により、次
の開発行為に関する工事が完了したので、
公告する。

平成十九年六月十九日

埼玉県飯能県土整備事務所長

根岸 功

一 許可番号

平成十九年五月三十日

指令飯整第一八〇〇五二二号

二 検査済証番号

平成十九年六月十四日

飯整第一九〇〇一三号

三 開発区域に含まれる地域の名称

入間郡越生町大字上野字台一九九五

番三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

入間郡毛呂山町中央三丁目四一番地

一〇 エスポワールA二〇三

石井 康男

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第八
十四号

都市計画法(昭和四十二年法律第百
号)第三十六条第三項の規定により、次
の開発行為に関する工事が完了したので、
公告する。

平成十九年六月十九日

埼玉県東松山県土整備事務所長

谷口 建 一

一 許可番号

平成十九年六月四日

第一九〇〇一三一号

二 検査済証番号

平成十九年六月十三日

第一九〇〇四七号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡小川町大字青山字木ノ下一五

四二一一、一五四三一一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

比企郡小川町大字青山一五四三一一

本澤 生男

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第八
十六号

建築基準法(昭和二十五年法律第二
一号)第七十三条第一項の規定により建
築協定を認可したので、次のとおり公告
する。

平成十九年六月十九日

埼玉県東松山県土整備事務所長

谷口 建 一

一 建築協定認可申請者の代表者の住所
及び氏名(法人にあつては、主たる事
務所の所在地及び名称並びに代表者の
氏名)

埼玉県比企郡鳩山町鳩ヶ丘二丁目二

十一二

鳩山ニュータウン第四次建築協定委

員長 金成 隆

二 建築協定区域

比企郡鳩山町鳩ヶ丘二丁目六百六十

四一五百八ほか百二十四筆

その関係図面は、平成十九年六月十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境
課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年六月十九日

一 道路の種類 県道
 埼玉県本庄県土整備事務所長 鈴木信司
 二 路線名 藤岡本庄線
 三 道路の区域

新	旧	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備考
		区 間	一〇・四〇 一一・八〇	二六六・九〇	道路法第二十四条に基づく承認工事
		児玉郡上里町大字七本木字古新田西三二七二番一地先	一一・四〇 一五・〇五		

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第五十号

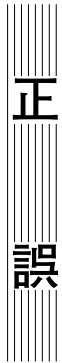
都市計画法(昭和四十二年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年六月十九日
 埼玉県杉戸県土整備事務所長
 榎本 恵樹
 一 許可番号
 平成十九年四月二十日

指令杉整第一九〇〇一〇号
 二 検査済証番号
 平成十九年六月八日
 杉整第三五六一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称
 北葛飾郡杉戸町大字杉戸字舎人八三二一
 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 東京都武蔵野市境二丁目二一
 株式会社 飯田産業
 代表取締役 兼井 雅史

正 対する



埼玉県人事委員会規則一五二(平成十九年三月三十日号外第十号)中訂正ページ 段行

七 上 九
 誤 関する

発行日	毎週 火曜日・金曜日
購読料金	一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)
発行者	埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一〇 〇四八―八二四―二二二一(代表)
印刷所	関東図書株式会社 さいたま市南区別所三―一―一〇 〇四八―八六―二二九〇(代表)
URL	http://www.pref.saitama.lg.jp/A01/BA00/kenpouhome/fr_top.htm